

# 定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧

	用 途	規 模 又 は 階	*いすれかに該当するもの	報 告 時 期
特 定 建 築 物	劇場、映画館、演芸場		・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 m^2$ ・ 主階が 1 階でないもので $A > 100 m^2$	
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場		・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 m^2$ 〔平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が $400 m^2$ 未満の集会場を除く。〕	毎年の 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで (毎年報告)
	旅館、ホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000 m^2$		
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000 m^2$		
	地下街	$A > 1500 m^2$		
	児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)		・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300 m^2$ 〔平家建て、かつ、床面積の合計が $500 m^2$ 未満のものを除く。〕	
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)		・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300 m^2$ (2階部分) ・ $A > 300 m^2$ 〔平家建て、かつ、床面積の合計が $500 m^2$ 未満のものを除く。〕	
	旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)			
	学校、学校に附属する体育館		・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 m^2$	平成 31 年の 5 月 1 日から 10 月 31 日まで (3年ごとの報告)
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)		・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000 m^2$	
物	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 m^2$		
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)		・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 m^2$	
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店			平成 32 年の 5 月 1 日から 10 月 31 日まで (3年ごとの報告)
	複合用途建築物(共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)		・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 m^2$ 〔5階建て以上、かつ、延べ面積が $2000 m^2$ を超える建築物のうち、 $F \geq 3$ 階のものに限る。〕	
	事務所その他これに類するもの		5階建て以上で、延床面積が $2000 m^2$ を超える建築物のうち $F \geq 3$ 階 かつ $A > 1000 m^2$	
高 齢 者 等	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)		・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 m^2$ (2階部分)	平成 30 年の 5 月 1 日から 10 月 31 日まで (3年ごとの報告)
	下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 m^2$		
防 火 設 備	隨時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)		・ 上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ・ 以下に掲げる用途 $A \geq 200 m^2$ の建築物に設けられるもの ・ 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注意4)	
建 築 設 備	換気設備(自然換気設備を除く。)			
	排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの)			
	非常用の照明装置			
	給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)			
昇 降 機 等	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く。)			毎年報告*
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く。)			
	遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)			

※注意

- $F \geq 3$  階、 $F \geq 5$  階、地階又は  $F \geq 3$  階とは、それぞれ 3 階以上の階、5 階以上の階、地階又は 3 階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が  $100 m^2$  を超えるものをいいます。
- $A$  は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
- 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- 一戸建て、共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。
- 用途・規模等、初回免除の考え方(新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期について報告する必要はありません。)等については、東京都都市整備局ホームページを併せて御覧ください。( <http://www.toshiseibiju.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html> )

\* 防火設備については、施行から 3 年間は経過措置が設けられています。詳しい内容は、東京都都市整備局 HP を御覧いただくか、特定行政庁へお問合せください。